

J A F カートカレンダー登録規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p><b>第1条</b> 【略】</p> <p><b>第2条 登録の方法</b>                      1. J A Fの公認する競技会を行うクラブおよび団体が、カレンダーに登録するためには、所定の書式をもって、次の申請締切日までに、J A Fへ提出しなければならない。                      1) ～9) 【略】                      2. ～4. 【略】</p> <p><b>第3条</b> 【略】</p> <p><b>第4条 登録の変更および追加</b>                      カレンダーの決定後に変更または追加登録を行う場合は、次のいずれかの条件を満たしたうえ、所定の登録申請に、第6条に定める手数料を添えて、J A Fに提出し、J A Fの承認を受けなければならない。                      1. ～4. 【略】</p> <p><b>第5条 登録の取消し</b>                      カレンダー登録後に、競技会の開催を取りやめる場合は、カレンダー取消し申請に、第6条に定める手数料を添えて、J A Fに提出しなければならない。                      ただし、天災地変その他の不可抗力によるものとして、J A Fが開催不能の理由を認めた場合、その取消し手数料は免除される。</p> <p><b>第6条～第7条</b> 【略】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第1条</b> 【略】</p> <p><b>第2条 登録の方法</b>                      1. J A Fの公認する競技会を行うクラブおよび団体が、カレンダーに登録するためには、所定の書式をもって、次の申請締切日までに、J A F <u>各地方本部</u>へ提出しなければならない。                      1) ～9) 【略】                      2. ～4. 【略】</p> <p><b>第3条</b> 【略】</p> <p><b>第4条 登録の変更および追加</b>                      カレンダーの決定後に変更または追加登録を行う場合は、次のいずれかの条件を満たしたうえ、所定の登録申請<u>書</u>に、第6条に定める手数料を添えて、J A F <u>各地方本部</u>に提出し、J A Fの承認を受けなければならない。                      1. ～4. 【略】</p> <p><b>第5条 登録の取消し</b>                      カレンダー登録後に、競技会の開催を取りやめる場合は、カレンダー取消し申請<u>書</u>に、第6条に定める手数料を添えて、J A F <u>各地方本部</u>に提出しなければならない。                      ただし、天災地変その他の不可抗力によるものとして、J A Fが開催不能の理由を認めた場合、その取消し手数料は免除される。</p> <p><b>第6条～第7条</b> 【略】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>